

工事監査結果報告

地方自治法第199条第5項の規定による工事監査を高岡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

1 監査対象、監査期間及び実施場所

監 査 対 象	監 査 期 間
(1) 四屋浄化センターNo. 3 汚水ポンプ修繕 (2) 四屋浄化センター汚泥焼却炉棟No. 2 供給コンベア修繕 令和5年度末までに完工または完工予定で、5,000千円以上の工事から上記の2件を選定した。	令和6年5月15日 }
	令和6年6月27日
	実 施 場 所 (1) 監査委員室 (2) 四屋浄化センター

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 永 原 善 巳 水 口 清 志

3 監査の着眼点

監査実施上の着眼点は、次のとおりである。

- (1) 工事施工の決裁手続は適正に行われているか。
- (2) 入札方法、見積期間、落札額等は適切か。
- (3) 契約日、契約金額、請負業者、工期、契約保証金等は適切か。
- (4) 設計書、設計図面等は的確に作成されているか。また、積算基準、積算資料等の運用は適切か。
- (5) 一括下請負禁止条項は守られているか。
- (6) 監督員選任の通知は適切に行われているか。
- (7) 現場代理人、主任技術者、監理技術者等の選任届の提出は適切になされているか。
- (8) 工事記録写真、各種承諾図書等の請負人提出書類は完備しているか。
- (9) 検査記録は整備されているか。また、検査の実施時期に遅れはないか。
- (10) 工事請負代金の支払日及び支払額は適切か。

4 監査の主な実施内容

令和5年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、予算配当課からそれぞれの工事の種類、規模、必要性等について説明を求めるとともに、これらの工事に係る契約関係書類、設計図書その他必要な書類について、設計者、監督員等の職員から説明を聴取した。また、併せて施工状況について現地調査を実施した。

5 工事の概要並びに監査の結果及び意見

工事の概要並びに監査の結果及び意見は、次のとおりである。

(1) 四屋浄化センターNo. 3 汚水ポンプ修繕

① 工事の概要

- ・ 予算担当課 上下水道局下水道工務課
- ・ 設計担当課 上下水道局下水道工務課
- ・ 工事内容 機械器具設置工
(メカニカルシール交換一式)
- ・ 工事場所 高岡市四屋地内
- ・ 入札方法 随意契約
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
- ・ 入札業者数 一
- ・ 請負業者 富山市太郎丸本町2丁目4番地16
荏原商事株式会社富山支店
- ・ 契約金額 5,696,900円
- ・ 工事期間 令和5年10月6日から令和6年3月15日まで
- ・ 工事完工日 令和6年3月15日

② 監査の結果及び意見

当該工事については、工事施工決裁手続、入札方法、契約手続、設計図書の作成、工事費の積算、下請の状況、工事写真等の施工記録、完工検査の実施時期、代金の支払方法等について、書類を審査するとともに、関係職員等からの説明聴取を行った結果、いずれも適正と認められた。

また、関係職員の立ち会いにより、現地調査を実施し、施工状況を確認した。
今後とも工事の実施に当たっては、適正な管理、監督に努められたい。

(2) 四屋浄化センター汚泥焼却炉棟No. 2 供給コンベア修繕

① 工事の概要

- ・ 予算担当課 上下水道局下水道工務課
- ・ 設計担当課 上下水道局下水道工務課
- ・ 工事内容 機械器具設置工
(減速機取替一式、ベントプーリー取替一式、軸受取替一式、
コンベア用点検歩廊及び架台補修一式、階段取替一式、
コンベア架台及び歩廊の現場塗装一式)
- ・ 工事場所 高岡市四屋地内
- ・ 入札方法 随意契約
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
- ・ 入札業者数 ー
- ・ 請負業者 富山市願海寺字千保855番 1
株式会社富士技研
- ・ 契約金額 6,160,000円
- ・ 工事期間 令和5年12月4日から令和6年3月15日まで
- ・ 工事完工日 令和6年3月15日

② 監査の結果及び意見

当該工事については、工事施工決裁手続、入札方法、契約手続、設計図書の作成、工事費の積算、下請の状況、工事写真等の施工記録、完工検査の実施時期、代金の支払方法等について、書類を審査するとともに、関係職員等からの説明聴取を行った結果、いずれも適正と認められた。

また、関係職員の立ち会いにより、現地調査を実施し、施工状況を確認した。
今後とも工事の実施に当たっては、適正な管理、監督に努められたい。